国立大学法人東京農工大学外国人留学生等の教養科目履修の特例に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学外国人留学生等の教養科目履修の特例に関する規程を次のとおり改正する。 改正 備考 国立大学法人東京農工大学外国人留学生等の教養科目履修の特例に関する規程 国立大学法人東京農工大学外国人留学生等の全学共通教育科目履修の特例に関する規程 平成16年4月7日 平成16年4月7日 16教規程第20号 16教規程第20号 第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における次の各号| 第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における次の各号 の一に該当する者の教育について、国立大学法人東京農工大学学則(以下「学則」という。) の一に該当する者(以下「外国人留学生等」という。)の教育について、国立大学法人東京 第97条第2項の規定に基づき、日本語科目及び日本事情に関する科目に関し必要な事項 農工大学学則(以下「学則」という。)第97条第2項の規定に基づき、全学共通教育科目 を定める。 の履修に関し必要な事項を定める。 一 大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部に入学した外国人留学生 一 大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部に入学した外国人留学生 二 前号以外の学生で、外国において相当の期間、中等教育(中学校又は高等学校に対応 二 前号以外の学生で、外国において相当の期間、中等教育(中学校又は高等学校に対応 する学校における教育をいう。)を受け、本学の学部に入学した学生で指定された者 する学校における教育をいう。)を受け、本学の学部に入学した学生で指定された者 第2条 前条の科目の授業科目の名称及び単位数は、次表のとおりとする。 第2条 前条第二号の者は、日本語担当教員が、当該者の日本語能力について、前条第一号 日 本 語 科 目 日本事情に関する科目 の者と同程度と認めた場合に限り、日本語・日本事情科目を履修することができる。 授業科目 授業科目 単位数 単位数 2 日本事情 2 日 本 語 日本語 日本事情 1 2 日本語 2 前条第2号の者は、日本語担当教員が、当該者の日本語能力について、同条第1号の者 と同程度と認めた場合に限り、日本語科目及び日本事情に関する科目を履修することができ 第3条 外国人留学生等は、母語又は母語と同等と認められる言語に当たる第二外国語科目 を履修することができない。ただし、外国人留学生等が特別な事情を有し、学部の教育委員 会等で認められた場合は、この限りではない。 第3条 第1条第1号及び第2号に該当する者(以下「留学生等」という。)が、前条の授業|第4条 外国人留学生等が、日本語・日本事情科目の単位を修得したときは、次により取り 科目の単位を修得したときは、学則第98条の規定にかかわらず、各学部ごとに定める細目|扱うものとする。 の範囲内で、次により取り扱うものとする。 一 日本語科目の単位を修得したときは、2単位までを英語の必修科目を除く外国語科目 一 日本語科目の単位を修得したときは、2単位までを英語の必修科目を除く外国語科目 に代わる単位として認める。 に代わる単位として認める。ただし、日本語科目の単位を修得した留学生等から、当該 二 日本事情科目の単位を修得したときは、4単位までを共生人文社会科学科目の単位と 単位を英語の必修科目に代わる単位として認定を希望する旨の申出があり、英語担当教 して認める。 員が、当該留学生等の英語能力について、英語を母語とする者又は英語の母語話者と同 程度であると認めた場合に限り、英語の必修科目に代わる単位として認める。 二 日本事情に関する科目を修得したときは、4単位までを分野別科目のうち人文・社 会科学科目の単位として認める。

第4条 この規程による授業科目の開設及び履修等の細部については、別に定める。	第5条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生等の全学共通教育科目の履修について	
	必要な事項は、別に定める。	
	ZZ G F F MICKEY OF	
附則省略	附 則 省 略	
附 則(17 教 規程 第48号)		
この規程は、平成18年4月1日から施行する。		

附 則(22 教 規程 第17号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。